

○総務省令第七十二号

電波法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十六号）の施行に伴い、電波法（昭和二十五年法律第三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則及び登録検査等事業者等規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月三日

総務大臣 新藤 義孝

電波法施行規則及び登録検査等事業者等規則の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の九の四に次のただし書を加える。

ただし、四七〇MHzを超え七一〇MHz以下の周波数帯の電波を使用する無線局であつて、地理的、時間的

又は技術的な理由により当該電波を使用する場所等が制限されるものとして総務大臣が別に定めるものに係る当該周波数帯の電波の周波数の幅は、総務大臣が別に定めるものとする。

第五十一条の九の六第一号中「掲げる無線局」の下に「（設備規則第四十九条の十六に規定する特定ラジオマイク及び設備規則第四十九条の十六の二に規定するデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局を除く。）」を加え、同条中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 法別表第六の一の項に掲げる無線局（設備規則第四十九条の十六に規定する特定ラジオマイク又は設備規則第四十九条の十六の二に規定するデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局に限る。）のうち、次に掲げる周波数の電波を使用するもの

- (1) 四七〇MHzを超え七一〇MHz以下の周波数
- (2) 一、二四〇MHzを超え一、二五二MHz以下又は一、二五三MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数

第五十一条の十の二第一項中「該当する無線局」の下に「（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局であつて、広域専用電波を使用するものを除く。以下この条において同じ。）」を加え、同項に次の一号を加える。

三 設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局
広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局 同号に規定する

第五十一条の十の二の次に次の七条を加える。

(同等特定無線局区分)

第五十一条の十の二の二 法第百三条の二第七項の総務省令で定める区分は、次に掲げる無線局(同項に規定する特定無線局に限る。)の区分とする。

一 設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う陸上移動局

二 設備規則第三条第八号に規定する携帯移動衛星データ通信又は同条第九号に規定する携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局

三 設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局

四 設備規則第四十九条の二十五に規定する二GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局のうち陸上移動局

(開設特定無線局数の届出)

第五十一条の十の三 法第百三条の二第七項の規定による開設特定無線局数の届出は、別表第十一号の二の様式の届出書を総合通信局長に提出して行わなければならない。

(同等特定無線局区分の周波数の幅)

第五十一条の十の二の四 同等特定無線局区分の周波数の幅は、同等特定無線局区分に係る広域専用電波に該当する指定周波数の電波を使用する無線局（包括免許に係る特定無線局（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）に限る。以下この条及び次条において同じ。）であつて、一の同等特定無線局区分に係る無線局の免許人が同一の者であるものに係る当該指定周波数ごとの占有周波数帯を合わせた周波数帯の帯域幅とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる周波数帯に係る同等特定無線局区分の周波数の幅は、それぞれ当該各号に定める帯域幅とする。

一 第五十一条の十の二第一号又は第三号に係る開設している無線局が時分割複信方式による無線通信を行う周波数帯 同等特定無線局区分に係る広域専用電波に該当する当該指定周波数に係る指定周波数の電波を使用する無線局（当該無線局の免許人が通信の相手方とする移動しない無線局の免許人と同一の者である場合に限る。）であつて、一の同等特定無線局区分に係る無線局の免許人が同一の者であるものに係る当該指定周波数ごとの占有周波数帯を合わせた周波数帯の帯域幅の二分の一に

相当する帯域幅

- 二 設備規則又は周波数割当計画において移動しない無線局の使用する電波の周波数に応じて移動する無線局の使用する電波の周波数が定まるとされている場合における当該移動する無線局の周波数帯（前号に掲げるものを除く。） 当該移動しない無線局（当該移動しない無線局の免許人が当該移動する無線局の免許人と同一の者である場合に限る。）に係る指定周波数に応じて定まる当該移動する無線局（同等特定無線局区分に係る広域専用電波に該当する当該指定周波数に係る指定周波数の電波を使用する無線局（当該無線局の免許人が通信の相手方とする移動しない無線局の免許人と同一の者である場合に限る。）であつて、一の同等特定無線局区分に係る無線局の免許人が同一の者であるもの）に限り、中継を行うものを除く。）に係る指定周波数の占有周波数帯を合わせた周波数帯の帯域幅（同等特定無線局区分の広域専用電波の算定に用いる区域）

第五十一条の十の二の五 同等特定無線局区分の広域専用電波に該当する指定周波数の電波を使用する無

線局については、次の各号に掲げる無線局の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める区域とする。

- 一 法別表第六の五の項に掲げる無線局及び包括免許に係る特定無線局（次号に掲げるもの及び包括免

許に係る特定無線局（法第二十七条の二第二号に掲げる無線局に限る。）を除く。） 全国の区域

二 包括免許に係る特定無線局（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）であつて、包括免許人が開設する法別表第六の二の項に掲げる無線局を通信の相手方とするもの 当該特定無線局の送信の制御を行う無線局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局長の管轄区域（当該包括免許において指定周波数を使用する区域に関する条件が付与されている場合にあつては、当該区域）

（基準無線局数）

第五十一条の十の二の六 法第三条の二第七項ただし書の総務省令で定める一MHz当たりの特定無線局の数は、八十万局とする。

（新規免許開設局又は既存免許開設局の数の届出）

第五十一条の十の二の七 法第三条の二第八項の規定による新規免許開設局又は既存免許開設局の数の届出は、別表第十一号の二の様式の届出書を総合通信局長に提出して行わなければならない。

（新規免許開設局又は既存免許開設局に係る包括免許に基づく特定無線局の数）

第五十一条の十の二の八 法第三条の二第八項の規定により届出をした場合であつて、当該届出に係る

新規免許開設局又は既存免許開設局に係る包括免許に基づく特定無線局数が既に届け出ている直近の新規免許開設局又は既存免許開設局に係る包括免許に基づく特定無線局数（既に届け出ている新規免許開設局の数又は既存免許開設局の届出がない場合にあつては、同条第七項の届出に係る包括免許に基づく特定無線局数）（以下この条において「直近無線局数」という。）を下回るときは、その下回る包括免許以外の包括免許に係る特定無線局数（直近無線局数から超えた数（以下この条において「増加局数」という。）に限る。）からその下回る包括免許に係る特定無線局数（直近無線局数を下回る数に限る。）を次のとおり控除するものとする。

- 一 増加局数の多いものを先順位とする。
- 二 増加局数が同じものについては、その包括免許に基づく特定無線局数の多いものを先順位とする。
- 三 増加局数及びその包括免許に基づく特定無線局数が同じものについては、最初の包括免許の日の遅いものを先順位とする。

第五十一条の十の三中「第百三条の二第十項」を「第百三条の二第十二項」に、「別表第十一号の二」を「別表第十一号の三」に改める。

第五十一条の十の四中「第百三条の二第十一項」を「第百三条の二第十三項」に、「次の各号に」を「次に」に、「別表第十一号の三」を「別表第十一号の四」に改める。

第五十一条の十の五第一項中「第百三条の二第十三項第三号」を「第百三条の二第十五項第三号」に、「第二十四条の四第二号」を「第二十四条の三第二号」に改める。

第五十一条の十の六第一項から第三項までの規定中「第百三条の二第十五項」を「第百三条の二第十七項」に改める。

第五十一条の十一中「第百三条の二第十六項」を「第百三条の二第十八項」に改める。

第五十一条の十一の二の五第一項中「第百三条の二第二十項」を「第百三条の二第二十三項」に改め、同条第三項中「第百三条の二第十項又は第十一項」を「第百三条の二第十二項又は第十三項」に改め、同条を第五十一条の十一の二の十とする。

第五十一条の十一の二の四中「第百三条の二第十九項」を「第百三条の二第二十二項」に、「別表第十二号の三」を「別表第十二号の四」に改め、同条を第五十一条の十一の二の九とする。

第五十一条の十一の二の三中「第百三条の二第十八項」を「第百三条の二第二十一項」に、「別表第十

二号の二」を「別表第十二号の三」に改め、同条を第五十一条の十一の二の八とする。

第五十一条の十一の二の二中「第百三条の二第十八項」を「第百三条の二第二十一項」に改め、同条を第五十一条の十一の二の七とする。

第五十一条の十一の二第一項中「第百三条の二第十一項」を「第百三条の二第十三項」に、「法第百三条の二第十七項」を「同条第二十項」に改め、同条を第五十一条の十一の二の六とし、第五十一条の十一の次に次の五条を加える。

(延納の申請)

第五十一条の十一の二 免許人は、法第百三条の二第十九項の規定により延納の申請をしようとするときは、毎年十月五日までに別表第十二号の二の様式の申請書を総合通信局長に提出して行わなければならない。

(延納の申請の承認等)

第五十一条の十一の二の二 総合通信局長は、前条の申請（次条において「申請」という。）を行つた者（次条において「申請者」という。）が電波利用料を現に滞納していない場合には、当該申請を承認す

る。

第五十一条の十一の二の三 総合通信局長は、申請を承認した場合は、その旨を申請者へ通知する。

2 総合通信局長は、申請を承認しないこととした場合には、その理由を記載した文書を申請者に送付する。

第五十一条の十一の二の四 総合通信局長は、第五十一条の十一の二の二の規定により延納を承認された電波利用料が次条第二項に規定する期限までに納付されなかつたときには第五十一条の十一の二の二の承認を取り消すことができる。

2 前項の規定により第五十一条の十一の二の二の承認が取り消された場合は、当該承認が取り消された日から起算して三十日以内に取り消された当該承認に係る電波利用料を納付しなければならない。

(延納による納付の期限等)

第五十一条の十一の二の五 免許人は、第五十一条の十一の二の二の規定により延納を承認された場合は、その納付すべき電波利用料を、十月一日から十二月三十一日まで、翌年の一月一日から三月三十一日まで、四月一日から六月三十日まで及び七月一日から九月三十日までの各期に分けて納付することがで

きる。

2 前項の規定により延納する免許人は、その電波利用料の額を期の数で除して得た額を各期分の電波利用料として、最初の期分の電波利用料については十一月一日までに、その後の各期分の電波利用料についてはそれぞれその前の期の末日までに納付しなければならない。

第五十一条の十一の六第一号中「第百三条の二第二十一項」を「第百三条の二第二十四項」に改める。

第五十一条の十一の七第一項中「第百三条の二第二十一項」を「第百三条の二第二十四項」に、「同条第二十項」を「同条第二十三項」に改める。

第五十一条の十一の八中「第百三条の二第二十二項」を「第百三条の二第二十五項」に改める。

第五十一条の十一の九中「第十五条第二号」を「第十四条第二号」に改める。

第五十一条の十一の十第一項中「第百三条の二第二十四項」を「第百三条の二第二十七項」に改める。

第五十一条の十一の十一中「第百三条の二第二十五項」を「第百三条の二第二十八項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十七項」に改める。

第五十一条の十一の十二中「第百三条の二第二十六項」を「第百三条の二第二十九項」に改める。

第五十一条の十一の十三中「第百三条の二第二十二項」を「第百三条の二第二十五項」に改める。

第五十一条の十一の十四第一項中「第百三条の二第二十八項」を「第百三条の二第三十一項」に改め、同条第二項中「第百三条の二第二十項」を「第百三条の二第二十三項」に改める。

第五十一条の十一の十五中「第百三条の二第二十九項」を「第百三条の二第三十二項」に改める。

第五十一条の十一の十六第二号中「第百三条の二第二十二項」を「第百三条の二第二十五項」に改める。

第五十一条の十一の十七第二項中「第百三条の二第三十二項」を「第百三条の二第三十五項」に改める。

第五十一条の十一の十八中「第百三条の二第三十三項」を「第百三条の二第三十六項」に改める。

第五十一条の十二中「第百三条の二第三十九項」を「第百三条の二第四十二項」に改める。

第五十一条の十三第一項中「第百三条の二第四十項」を「第百三条の二第四十三項」に改める。

第五十一条の十四中「第百三条の二第四十一項ただし書」を「第百三条の二第四十四項ただし書」に改め、同条第二号中「第百三条の二第四十一項本文」を「第百三条の二第四十四項本文」に改める。

第五十一条の十五第一項第六号を次のように改める。

六 法第百三条の二第五項から第八項まで、第十二項、第十三項、第十五項第三号、第十九項から第二

十一項まで、第二十三項、第三十三項、第三十四項及び第四十三項の規定に基づく総務大臣の権限
 第五十一条の十五第一項第六号の二中「第百三条の二第三十四項」を「第百三条の二第三十七項」に改
 め、同条第二項の表三の三の項中「を除く。」の下に「(十四の項に掲げる事項を除く。)」を加え、
 同表十四の項を削り、同表に次のように加える。

<p>十四 法第百三条の二第七項及び第八項に規定する電波利用料に関する事項</p>	<p>その広域専用電波を使用する区域（当該区域が法別表第七の一の項から十三の項まで、十五の項若しくは十六の項に掲げる区域のうち、複数の区域を使用する場合又は法別表第七の十二の項、十三の項若しくは十四の項に掲げる区域である場合は、その当該広域専用電波を使用する免許人の住所）</p>
<p>十五 納付受託者に関する事項</p>	<p>納付受託者の住所又は主たる事務所の所在地</p>

別表第十一号の三中「第103条の2第11項」を「第103条の2第13項」に改め、同表を別表第十一号の四とする。

別表第十一号の二中「第103条の2第10項」を「第103条の2第12項」に改め、同表を別表第十一号の三とし、別表第十一号の次に次の一表を加える。

別表第十一号の二（第51条の10の2の3、第51条の10の2の7関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

開設特定無線局数届出書
新規（既存）免許開設局届出書

年 月 日

(何) 総合通信局長 殿 (注1)

長

届出者 (注2) 郵便番号

住 所

氏名又は名称

㊞

(氏名を自筆で記入したとき
きは、押印を省略できる。)

下記のとおり、電波法第103条の2第7項の規定により 年 月 末現
在の開設特定無線局の数を届け出ます。

開設特定無線局の数の新規(既存)免許開設局の数

記

1 同等特定無線局区分 () (注3)

2 包括免許の番号

辺

- | | | |
|---|-------------|------------|
| 3 | 最初の包括免許の年月日 | |
| 4 | 包括免許の年月日 | |
| 5 | 包括免許の有効期間 | |
| 6 | 開設無線局数 | 局 () (注4) |
| 7 | 総 合 計 | 局 () (注5) |

短 辺

(日本工業規格 A 列4番)

注 1 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2 代理人による届出の場合は、届出を行う包括免許人に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載すること。

3 第51条の10の2の2の該当する区分を記載すること。なお、法第103条の2第8項の規定に基づき届け出る場合は、括弧内に新規免許開設局又は既存免許開設局を記載すること。

4 法第103条の2第8項の規定に基づき届け出る場合は、当月末における開設無線局数のほ

か、括弧内に直近の届出時以後の増減数を記載すること。

5 1の欄に記載した同等特定無線局区分に係る包括免許の当月末における開設無線局数の合計局数を記載すること。なお、法第103条の2第8項の規定に基づき届け出る場合は、括弧内の区分に係る直近の届出時の合計数からの増加数を記載すること。

6 不要の文字を抹消すること。

7 1の欄に記載した同等特定無線局区分に包括免許が二以上あるときは、包括免許ごとに2の欄から6の欄までを記載すること。

8 1の欄に記載する同等特定無線局区分が二以上あるときは、同等特定無線局区分ごとに1の欄から7の欄までを記載すること。

9 全てを記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第十一号中「別表第十二号」や「別表第十二号（第51条の11関係）（総務大臣がこの様式に代わる

ものとして認めた場合は、それによることができる。）」及び「第103条の2第16項」や「第103条の2第

18項」に改める。

別表第十二号の三中「(第51条の11の2の4関係)」や「(第51条の11の2の9関係) (総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができ。)」及び「第103条の2第19項」や「第103条の2第22項」に改め、同表を別表第十二号の四とする。

別表第十二号の二中「第51条の11の2の3」や「第51条の11の2の8」及び「第103条の2第18項」や「第103条の2第21項」及び「同条第11項」や「同条第13項」に改め、同表を別表第十二号の三とし、別表第十二号の次に次の一表を加える。

別表第十二号の二 (第51条の11の2関係) (総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができ。)

電 波 利 用 料 延 納 申 請 書

年 月 日

長 (何) 総合通信局長 殿 (注1)

申請者 (注2) 郵便番号

住 所

氏名又は名称

㊞

(氏名を自筆で記入したと

きは、押印を省略できる。)

辺

下記のとおり、電波法第103条の2第19項の規定により、電波利用料の延納を申請します。

記

納付すべき電波利用料の期間

年10月1日から始まる1年の期間

短 辺

(日本工業規格 A 列 4 番)

注 1 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2 代理人による提出の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載すること。

別表第十三号及び第十三号の二「第51条の11の2の5第1項」及び「第103条の2第20項」及び「第103条の2第23項」に各々。

別表第十四号の二「第51条の11の2の5第2項」及び「第51条の11の2の10第2項」及び「第103条の2第20項」及び「第103条の2第23項」に各々。

別表第十四号の二「第51条の11の2の5第3項」及び「第51条の11の2の10第3項」及び「第103条の2第20項」及び「第103条の2第23項」に各々。

別表第十五号の二「別表第十五号」及び「別表第十五号（第51条の12関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）」に各々。

別表第十六号中「第103条の2第39項」を「第103条の2第42項」に、「同条第41項」を「同条第44項」に、「第103条の2第40項」を「第103条の2第43項」に改める。

(登録検査等事業者等規則の一部改正)

第二条 登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一号中「第百三条の二第十二項各号」を「第百三条の二第十四項各号」に、「第十四条各号」を「第十三条各号」に改め、同条第二号中「第百三条の二第十三項第一号」を「第百三条の二第十五項第一号」に改める。

附 則

この省令は、電波法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十月一日）から施行する。